

平成27年度 事業計画

第1 基本方針

我が国においては、「団塊の世代」が全て65歳を超え、さらなる高齢化が予想される中で、労働市場から退出していく高齢者にとって「職場から地域」へと、その活動の場の転換を求める者はこの数年間に集中するところとなっている。

このような状況にあって、県民各層が将来にわたって「豊かで充実した生活」を実感するためには、高齢者が永年培ってきた知識と経験を、それぞれの地域で最大限発揮・活用できる社会的枠組みづくりが重要であり、我々シルバー人材センター並びに高齢者能力活用協会（以下「活動拠点」という。）はその中核として事業を展開している。

広島県においては、現在策定中の「第6期ひろしま高齢者プラン」に基づき高齢者施策の展開を図っていく中で、国の高齢者雇用対策に呼応しながら、高齢者の希望に応じた就業の場を提供するシルバー人材センターの役割の重要性に鑑み、引続き広島県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）を通じて県内のシルバー人材センターの健全な発展を支援するとされている。

当連合会では、平成23年9月に策定した「第3次事業推進計画」により事業の再構築を進める中で、会員の増強とこれに応じた就業機会の確保を中心に積極的な取組に努めてきた。

しかしながら、平成26年度は会員数及び受注金額ともに前年度を下回って推移するなど非常に厳しい状況となっている。

一方、平成27年度のシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）に対する国庫補助金については、「事業仕分け」による削減前の水準には程遠いものとなっているが、その枠組みが大きく変更された中で全体的には僅かながら増額の見通しとなっている。

こうした状況を踏まえ、連合会の平成27年度の事業推進に当たっては、行政の指導の下に、活動拠点及び関係機関との連携により、引続き積極的な事業の再構築により効率的・効果的な事業展開を図るため、次の事項を重点として各事業の着実な実施に努めることとする。

第2 重点事業

第1の基本方針に基づいて、平成27年度においては次の事項を重点事業とし、基盤拡大事業として積極的・効果的な取組みを展開する。

1 会員の拡大

団塊世代の入会を意識し、これらの層の高齢者をターゲットとする戦略的・効果的な入会勧奨活動を展開するとともに、退会防止活動と併せて、会員の拡大に努める。

2 就業機会の拡大と適正化の推進

シルバー派遣事業のより一層の積極的な展開に努め、就業機会の拡大に取り組むとともに、公益法人としてのコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図る。

3 安全就業の確保・徹底

事業運営の根幹である安全就業の確保について、重篤事故の撲滅と事故の未然防止に向け、徹底した会員意識の啓発に努める。

第3 事業実施計画

《公1》

【シルバー人材センター事業】

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する

1 普及啓発事業 《公1》〔1〕3(1)

シルバー事業に対する県民各層の理解が進むよう、あらゆる機会を通じて「意義・理念」の周知に努めるとともに、活動拠点の会員の確保を図る。

- (1) 広報誌「連合のあゆみ」(年1回)の発行
- (2) 広報誌「m o ・ m i ・ j i」(月刊)の発行
- (3) 普及啓発のためのポスター、リーフレット等の作成・配布
- (4) 普及啓発促進月間及び「シルバーの日」を中心とした啓発活動の展開
- (5) 地域の関連イベント等への積極的な参加
- (6) ホームページを活用した周知・広報
- (7) 図書・ビデオ等を活用した啓発

2 就業開拓・開発推進事業 《公1》〔1〕3(3)(4)

事業の受注については、自治体等による歳出削減のための指定管理者制度

や入札制度の導入に加えて、民間部門においては経済情勢の回復が期待され、受注環境の改善は緩やかな状況が続くものと思われる。

一方、シルバー事業の担い手(会員)の団塊世代への移行が進む中で、その豊かな知識・技能の発揮が可能となるよう、就業を中心とした活動機会の確保が重要な課題であり、次の事業に積極的に取り組むこととする。

- (1) シルバー派遣事業の拡大
- (2) ホワイトカラー関係職種に係る就業機会の拡大
- (3) 福祉・家事援助サービス事業の推進に係る支援
- (4) 地域ニーズ対応事業及び企画提案方式事業の実施に係る活動拠点に対する指導・援助
- (5) 独自事業の開発及び取組みに係る支援
- (6) 「シルバーしごとネット」を活用した就業開拓の推進
- (7) 地方自治法に定める随意契約特例条項の適用等についての要請活動

3 安全・適正就業対策推進事業 《公1》〔1〕2(1)(2)及び3(2)

シルバー事業の運営に当たって、その基本となる会員の安全就業の確保について「安全は全てに優先する」ことを念頭に、「安全就業推進基本計画」に基づき重篤事故の撲滅をはじめ徹底した事故防止対策を進める。

また、受注分野の拡大及びこれに伴う就業形態の多様化が進む中で、労働関係法令に則った就業の適正化を進める。

【安全就業対策】〔1〕3(2)

- (1) 安全就業対策委員会の開催
- (2) 安全就業対策委員による安全パトロールの実施
- (3) 「安全・適正就業強化月間」を中心とする取組
 - ア 安全・適正就業推進員会議の開催
 - イ 安全就業研修会の開催(広島会場及び福山会場)

【適正就業対策】〔1〕2(1)(2)

- (1) シルバー事業の意義を遵守した「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」への就業の確保
- (2) シルバー派遣事業の適正な運営
- (3) 職業紹介事業の適正な運営

4 研修事業 《公1》〔1〕3(4)

シルバー事業全般にわたる理解と関係知識の習得により、事業の活性化と適正な運営を確保するため、役職員及び実務担当者を対象とした各種研修会を開催するとともに、全国シルバー人材センター事業協会及び中国ブロック

シルバー人材センター連合協議会が実施する研修会等に参加する。

- (1) 役職員研修会の開催(定時総会に併催)
- (2) テーマ別・業務別担当者研修会の開催
- (3) 全国シルバー人材センター事業協会主催の研修会等への参加
- (4) 中国ブロックシルバー人材センター連合協議会主催の研修会への参加
- (5) その他

5 活動拠点の運営等に関する指導・援助活動 《公1》〔1〕3(4)

年間計画による個別指導に併せ、活動拠点からの要請に応じて、訪問又は会議の開催等により活動拠点が抱えている運営管理上の課題を把握するとともに、必要な助言・指導等を行う。

- (1) 個別指導
- (2) 要請に基づく相談・援助
- (3) 業務検討会議及び情報交換会の開催

6 調査研究事業 《公1》〔1〕3(3)

団塊世代をはじめとする高齢者の雇用・就業ニーズ及び社会・経済情勢の変化に応じたシルバー事業の展開について、これに資する調査、研究を実施する。

- (1) 県内で事業活動を行う事業所、団体等を対象とした需要調査
- (2) 事業実施状況の把握・分析及び事業概要等の統計調査
- (3) その他、シルバー事業の運営に必要な調査

7 職業紹介事業 《公1》〔1〕2(1)

職業紹介事業の的確な実施に努めるとともに、職業紹介責任者及び紹介従事者に対して、職業紹介責任者講習会の受講を推進する。

8 労働者派遣事業 《公1》〔1〕2(2)

シルバー派遣事業の適正な実施に努めるとともに、派遣元責任者及び派遣事業従事者に対して、派遣元責任者講習の受講を推進する。

9 センター設置促進事業 《公1》〔1〕3(1)

未設置地域を解消し、あまねく県民のシルバー事業への参加・活用が可能となるよう、広島労働局及び広島県と連携し国庫補助団体(センター)への移行を含めた支援を行う。

《公2》

【シニアワークプログラム地域事業】

高齢者の技能開発を中心とした雇用就業支援を行うことにより、高齢者の雇用・就業機会の確保を図るとともに地域社会における労働力需要に応える

1 シニアワークプログラム地域事業《公2》〔1〕

高年齢者がその希望に応じた雇用・就業が可能となるよう、広島労働局から委託を受けて、地域の事業主団体等の参画により、雇用就業機会の確保のための技能講習等を実施する。

- (1) 業種別事業主団体等に対する高齢者雇用の啓発
- (2) 求人・求職者に対する事業の周知・広報及び雇用就業情報の提供・相談の実施
- (3) 技能講習受講希望者への支援
- (4) シルバー派遣就業希望者への支援
- (5) 技能講習の実施
- (6) 管理選考の開催
- (7) フォローアップの実施
- (8) 実態調査事業受託者に対する協力

《法人事業》

1 総会及び会議の開催

総会及び理事会等定款に定める会議のほか、連合会の事業を円滑に推進するため、理事及び指導員等を活用した各種会議を開催する。

- (1) 定時総会(6月)
- (2) 定時理事会(3回以上開催)
- (3) 事務局長会議(2回以上開催)
- (4) その他

2 事業運営等に係る進捗管理

事業推進計画策定委員会による「事業推進会議」を開催し、「第3次事業推進計画」(中期計画)の平成26年度の実施状況について点検・評価するとともに、次期事業推進計画を策定する。